

# 「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査実施要領

## －「住まう」権利を保証していくための課題把握－

- 1 目的 医療・福祉現場にて、「身元保証人」を求められる場面（入院、施設入所、賃貸住宅の入居、就職、その他）は多いが、頼りになる親族などがいないため、生活に支障をきたしてしまう方々がいます。一方、身元保証人に求められる内容は、対象となる分野ごとに異なっており、その意味から整理をして考える必要があります。

一方、地域では単身高齢者だけでなく、精神等の障がいを抱えている方、DV 被害者、刑余者等様々な課題を抱える方が、保証人や緊急連絡先を確保出来ないため住居確保ができないケースが多くなっています。また、要介護状態になり施設入所が必要になっても保証人がいないことで受け入れる施設が見つからない、といった現場の声も多く聞かれます。

「住まう」ことは生活基盤そのものであり、人として生きるために一番基本的な条件でもあります。社会福祉士会として、「住まう」権利を保証していくため、「住まう」権利が阻まれたり、護られていない方々の現状を、社会福祉士会会員から把握し、課題として整理、提起するため実態調査を行います。
- 2 実施者 公益社団法人長野県社会福祉士会 福祉活動委員会
- 3 対象 長野県社会福祉士会会員
- 4 方法 長野県社会福祉士会会員が、携わった事例について収集する。
- 5 スケジュール
  - 調査票配布 11月 1日 ネット上の回答長野県社会福祉士会広報誌 NEWS 封入
  - 回答期限 11月30日
  - 集計期間 12月上旬～12月下旬
  - 論点整理 平成31年1月 プロジェクトメンバーを中心に、長野県弁護士会の協力を得て論点整理を行う
  - 結果報告 平成31年2月開催 長野県社会福祉士会地区総会、シンポジウム  
長野県社会福祉士会広報誌NEWS、長野県社会福祉士会ホームページ  
その他関係機関等に報告
- 6 調査内容
  - (1) 「住まう」権利が阻まれた事例の有無
  - (2) 「住まう」権利が阻まれた事例の内容
- 7 回答方法  
インターネットによる回答、または回答用紙を長野県社会福祉士会事務局あてにファックス送信
- 8 調査項目
  - (1) 相談支援や後見等の活動の中で、保証人等がいないことで賃貸住宅の入居や施設入所を断られた（または、受入困難と判断をして断った）経験の有無。
  - (2) 保証人等がいないことで入居や入所が困難になった状況と対象者
  - (3) 「住まう」権利が阻まれた事例の概要（対象者、入居・入所先の種別、理由、その後の対応）
  - (4) （自由記述）対象者の生活にとって重大な問題となった、または対応に大きな困難を伴った事例の詳細
  - (5) （自由記述）「住まう」権利に関して、保証人等について課題と思われること、今後取り組んでほしいこと等

【 調 査 票 】

「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査 調査票

問1 相談支援や後見等の活動の中で、身元保証人等がないことでアパートに入居ができなかったり、施設入所を断られたりした（もしくは断わらざるを得なかった）経験はありますか。 ※口欄にチェックしてください。

経験がある  
 経験はない（理由 \_\_\_\_\_）

問2 「1. 経験がある」と回答された方に阻まれた内容を伺います。項目ごとに該当する対象者番号をご記入ください。（複数回答可）

項目	対象者番号	項目	対象者番号
賃貸住宅（アパート等）の入居ができなかった		施設入所が断られた（断った）	
公営住宅の入居が断られた		その他（ _____ ）	

[対象者番号] 1. 高齢者 2. 身体障害者 3. 知的障害者 4. 精神障害者 5. 外国人 6. DV被害者 7. ひとり親世帯 8. 生活保護受給者 9. 低所得者（生活困窮者） 10. 児童養護施設退所者 11. 刑余者 12. その他

問3 「住まう」権利が阻まれた事例について可能な範囲でご記入下さい。

対象者（問2の対象者欄参照）	阻まれた入所・入居先	阻まれた理由	その後の対応
【記入例】 ひとり親世帯	公営住宅	身寄りがなく保証人となってくれる人がいない	民間アパートで保証協会を利用し入居
高齢者（単身）	施設入所	夫、兄弟は死亡し、身元保証人になってくれる人がいない	入所先の施設と相談し任意後見契約を締結し入所

問4 問3で回答した事例の内、対象者の生活にとって重大な問題となった、または対応に大きな困難を伴った事例があればご回答ください（※任意回答）

[ \_\_\_\_\_ ]

問5 「住まう」権利に関して、保証人等について課題と思われること、今後取り組んでほしいこと等（※任意回答）

[ \_\_\_\_\_ ]

[お願い]

今後、保証問題検討プロジェクトにおいては、当該問題に係るセミナーの開催や長野県弁護士会等と連携した医療機関や福祉関係施設への実態調査、県への政策提言等を行うことを計画しています。

今回、ご回答くださいました事例については、上述の活動に何らかの形で活かしていきたいと考えていることから、後日、ご回答くださった事例の詳細（対応策等）をお聞きする場合があります。

つきましては、可能な限りにおいて、記名での調査をお願いしていますので、趣旨をご理解の上、ご協力ください。（※無記名でのご回答でも構いません）

氏名		日中連絡の取れる電話番号	自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先 ( _____ )
E-MAIL			電話番号

ご協力ありがとうございました。

## 医療・福祉現場の身元保証人問題検討プロジェクトチーム

### 1 取組み経過

- ◇ 平成30年 6月 5日 長野市ふれあい福祉センター
- ◇ 平成30年 8月23日 松本市市民活動サポートセンター
- ◇ 平成30年 8月26日 伊那市社会福祉協議会
- ◇ 平成30年 9月13日 長野市ふれあい福祉センター
- ◇ 平成30年 9月22日 小諸市市民交流センター
- ◇ 平成30年12月 1日 長野大学  
福祉・医療現場での身元保証人問題の基礎理解講座
- ◇ 平成31年 1月22日 長野市ふれあい福祉センター

### 2 プロジェクトチーム

- ◇ リーダー : 佐藤 もも子
- ◇ メンバー : 青木 崇  
青木 正心  
坂本 麻衣子  
佐々木 公子  
佐藤 恵理  
進藤 竜一  
高橋 保行  
竹内 春美  
田村 幸樹  
土屋 栄司  
土屋 ゆかり  
鳥羽 弘幸  
中島 将  
野口 一輝  
平塚 直也  
曲 渕 紀子  
宮本 あずさ

### 3 補足

- ① プロジェクトチームは、検討作業は主にメールで行い、集まったの会議は最小限とした
- ② 平成31年1月22日は、「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査の論点整理として行い、長野県弁護士会の岡室恭輔弁護士から助言をいただいた。
- ③ プロジェクトチームの会議には、長野県社会福祉士会の役員にも適宜出席を求めて行った